

議案第 20 号

**行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する  
条例の制定について**

行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(東近江市情報公開条例の一部改正)

**第1条** 東近江市情報公開条例(平成17年東近江市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第13条中「すべて」を「全て」に改める。

第18条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「公開決定等」の次に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「請求を」の次に「全部」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第19条第1号及び第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第20条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第1号及び第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第22条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第23条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「申立て」を「請求」に改め、同条第2項を削る。

第27条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(東近江市個人情報保護条例の一部改正)

**第2条** 東近江市個人情報保護条例(平成17年東近江市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第32条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項本文中「決定」の次に「又は開示請求等に係る不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「諮問し」の次に「、答申を受け」を加え、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「不服申立て」を「審査請求を全部」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第35条第7項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(東近江市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

**第3条** 東近江市固定資産評価審査委員会条例(平成17年東近江市条例第38号)

の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

（東近江市職員の給与に関する条例の一部改正）

**第4条** 東近江市職員の給与に関する条例（平成17年東近江市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第17条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（東近江市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

**第5条** 東近江市職員の退職手当に関する条例（平成17年東近江市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は

第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（東近江市手数料条例の一部改正）

**第6条** 東近江市手数料条例（平成17年東近江市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「市長」を「市長（法令に減免の判断権者の定めがある場合は、当該判断権者）」に改める。

別表第8中第6項を第7項とし、第5項の次に次のように加える。

|   |   |       |                                  |
|---|---|-------|----------------------------------|
| 6 | 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条、第78条及びこれらの規定を準用する法令の規定による書類等の写しの交付 | 1枚につき | 10円<br><br>（カラーで交付する場合にあっては、50円） |
|---|---|-------|----------------------------------|

（東近江市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

**第7条** 東近江市消防団員等公務災害補償条例（平成17年東近江市条例第235号）の一部を次のように改正する。

第25条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（東近江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

**第8条** 東近江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年東近江市条例第240号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（東近江市附属機関条例の一部改正）

**第9条** 東近江市附属機関条例（平成25年東近江市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

|             |  |      |
|-------------|--|------|
| 東近江市行政不服審査会 | 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により行われた審査請求に係る事件についての調査審議に関する事務 | 5人以内 |
|-------------|--|------|

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた行政庁の処分又は同日以後にされた申請に係る行政庁の不作为に係るものから適用し、同日前にされた

行政庁の処分又は同日前にされた申請に係る行政庁の不作为に係るものについては、なお従前の例による。